

入札公告

次の工事について公募型一般競争入札（事後審査型）に付す。

令和 8 年 8 月 19 日

兵庫県道路公社

契約担当者

播但連絡道路管理事務所長 上村 博康

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 播管第 2 1 号 播但連絡道路 道路維持修繕工事（料金収受機械設備データ処理装置他更新工事）（以下「本件工事」という。）
- (2) 工事場所 姫路市花田町上原田～朝来市和田山町久世田
- (3) 工事概要 料金収受機械設備及び ETC 設備で保守終息する機器において、故障時の対応が困難となるため、料金収受機械設備データ処理装置他更新工事を行う。
 - ・データ処理装置更新：1 6 台
 - ・料金所サーバ（タイプ 2）更新：4 台
 - ・E T C 監視中央装置更新：1 台

(4) 工 期

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。発注者が示した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、落札候補者は資格確認資料提出時に、工期通知書（様式 1 号）により工期の始期日及び終期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。

ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和 11 年 3 月 25 日まで

余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで

- (5) 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格 有（ランダム係数 有）

(6) 入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、紙による参加申込み及び入札とし、本件入札は、入札公告の 1 0 入札手続等に示す日時場所において直接入札の方法により実施する。

- (7) 本件工事は、「週休 2 日制度」の対象工事としていない（現場閉所の達成状況に応じた「工事成績の加点」及び「労務費等の補正」は行わない）。

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 81 条の 3 に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であって、かつ、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記 6 (1) に定める札参加申込書等の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県及び兵庫県道路公社の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 申込期限日に有効な県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）における工種が電気通信工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定通知書」という。）の有効期間が契約締結予定日（令和 8 年 10 月下旬）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、下記 11 (3) アに定める入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「提出期限日」という。）において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 入札参加資格者名簿の電気通信工事における総合評定値が 1,100 点以上であること。

なお、建設業法の規定による電気通信工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)に、県の建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）第 4 条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

カ 平成 23 年度以降（過去 15 年間）に、電気通信工事を元請（特別共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）として施工した実績であって、公共公益機関又は高速道路事業者（高速道路株式会社法第 1 条に規定する会社及びこれらの関係会社をいう。）が発注した道路事業に係る電気通信設備の料金収受システムの新設又は更新工事の施工実績を有すること。（施工実績：工事が完成し、その引き渡しが完了したもの）

キ 県及び兵庫県道路公社の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 県及び兵庫県道路公社発注の電気通信工事に係る低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約を締結した工事を確認基準日までに完了しない者は、入札参加資格者名簿の電気通信工事における資格格付要領第 4 条の規定に準じて算定した平均工事成績点が 65 点以上であること。

コ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

(2) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による電気通信工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

事後審査型の配置予定技術者の専任性の確認は、申込期限日によらず提出期限日を基準日とする。

ただし、余裕期間制度活用工事において提出期限日に他の工事に従事している場合は、県が定める「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領 8 (1) 及び (2)」により取り扱うこととする。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者とすることができる。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に 3 か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ原則、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ア) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、本件工事は建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

また、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(3) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第 10 条第 1 項第 1 号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に 3 か月以上の雇用関係）がある者であること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

現場代理人の常駐の確認は、申込期限日によらず提出期限日を基準日とする。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行なわれている期間とで異なる者を現場代理人として届け出ることができる。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制の下で制作を行うことができる場合には、同一人を各製作の現場代理人とすることができる。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び 10(4)シで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供す

る。

(1) 閲覧期間

令和8年8月19日(水)から同年8月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を含める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所:問い合わせ先)

神崎郡福崎町西田原 1949

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 業務課

電話番号 (0790) 22-4900 Fax 番号 (0790) 22-5325

5 入札参加申込書等の交付

(1) 交付資料

ア 入札参加申込書

イ 設計図書複写申込書

ウ 入札参加資格確認資料

(2) 交付期間

令和8年8月19日(水)から同年8月28日(金)まで

(3) 交付方法

兵庫県道路公社のホームページ(<https://www.h-dorokosya.or.jp/bid/>)の入札情報からダウンロードにより保存することにより取得すること。

(4) 交付に関する問い合わせ先

上記4(2)に同じ

(5) 入札参加資格確認資料は、下記11において入札参加資格の確認を受ける際に必要であるので、必ず上記(2)の交付期間内に上記(3)により様式等を取得しておくこと。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書複写申込書(以下「申込書等」という。)を次に定めるところにより提出すること。

(1) 提出期間

令和8年8月19日(水)から同年8月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を含める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

上記4(2)の場所に持参すること。

(3) 提出部数

1部

(4) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等及び資料の差替え及び再提出を認めない。

7 設計図書(仕様書、図面等をいう。以下同じ)等の受領方法

上記6設計図書複写申込書の提出時に交付される設計図書複写確認書を持参の上、複写代金を支払い、下記において受領するものとする。(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を含める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)

- (1) 所在地 神崎郡福崎町南田原 1456-17
- (2) 名称 中井総合印刷株式会社
- (3) 電話 0790-22-0300

8 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い質問書（様式 20 号）を作成の上、提出すること。

ア 提出期間

令和 8 年 8 月 19 日(水)から同年 8 月 28 日(金)午後 5 時まで

イ 提出方法

メール送信

送信先メールアドレス：bantan@h-dorokosya.or.jp

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和 8 年 9 月 2 日(水)から同年 9 月 15 日(火)まで

イ 閲覧場所

兵庫県道路公社のホームページ（<https://www.h-dorokosya.or.jp/bid/>）の入札情報において掲示するとともに、上記 4 (2)において閲覧に付す。ただし、上記 4 (2)における閲覧は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除き、毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

9 入札保証金

不要

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和 8 年 9 月 16 日(水) 午後 1 時 30 分から

＊開札手続きに時間を要する場合があります。

(2) 入札及び開札の場所

神崎郡福崎町西田原 1949

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 会議室

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要事項を記載し、封入のうえ入札箱に直接投函すること。

イ 第 1 回目の入札金額に対応した工事費内訳書（「金抜設計書のうち全ての項目について記載したもの（任意様式）」及び「入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）第 12 条に基づく工事費内訳書（新様式）」）の両方を、下記により提出すること。

(ア) 提出期間

令和 8 年 9 月 11 日(金)から同年 9 月 15 日(火)正午まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。)

毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(イ) 提出方法

上記 4 (2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本件工事の入札について 2 通以上した入札でないこと。

ウ 本件工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理人をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる 1 件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 所定の場所に所定の日時まで、第 1 回目の入札金額に対応した工事費内訳書（「金抜設計書のすべての項目について記載したもの」並びに「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条における材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者により適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書」の両方）について確認できるものを提出すること。

コ 入札の執行回数は 2 回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記 11 において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（初度の入札において、最低制限価格又は失格基準価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(イ) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者。

シ 落札金額が 200 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札候補者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を 11(3)ア入札参加資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(5) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 下記 13 で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札

ウ 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札

エ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者のした入札

オ 開札から落札決定までの間に県及び兵庫県道路公社の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者の入札

(6) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額の表示は、アラビア数字を用いること。

エ 提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。

なお、工事費内訳書の提出方法は、次によること。

(ア) 持参による場合

工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

(イ) 郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒を更に郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の事務所・課名を明示すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入させること。

カ 入札書は、入札に付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名称に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札執行職員の指示に従って、入札書（封筒）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封筒）を入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

なお、入札の日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もないときには、入札の日時を経過した時をもって辞退届の提出があったものとする。

コ 調査基準価格を下回った入札をした者が、建設工事請負契約の相手方となる場合には、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件を満たす技術者を追加して専任で配置すること。

11 落札の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格をもって入札した者を、落札候補者に決定する。

この場合において失格基準価格以上の調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札候補者の決定を保留して、低入札価格調査制度取扱要領に基づき個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札候補者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

この場合、低入札価格調査に係る資料（低入札価格調査様式（様式 2 号～様式 15 号））については、令 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時までに提出すること。

(2) 失格基準価格は失格基準基本価格にランダム係数を乗じた値とする。（円未満は切り捨て）

(3) 落札候補者として入札執行者から入札参加資格確認資料の提出を求められた者は、次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ア 提出期間

提出を指示された日の翌日から起算して 2 日以内（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出部数

1 部

ウ 提出資料等

(ア) 同種又は類似の工事の施工実績

入札参加資格があることを判断できる同種又は類似の工事の施工実績を、様式 5 号に記載すること。

なお、記載件数は、代表的な工事 3 件以内とし、平成 23 年度以降に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。

(イ) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式 6 号の 2 に記載すること。

なお、記載件数は技術者 3 名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。

(ウ) 現場代理人の資格

入札参加資格があることを判断できる現場代理人の資格を様式 6 号の 3 に記載すること。

なお、記載件数は現場代理人 3 名以内とし、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等を添付すること。

また、配置予定技術者が現場代理人を兼務する場合は、様式 6 号の 3 の提出は不要とする。

(エ) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係等

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式 7 号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

建設業の許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第 27 条の 29 の規定による総合評定値通知書の写し

エ 提出方法

上記 4 (2) の場所に持参する。

オ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

カ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

キ 提出された資料は、返却しない。

ク 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ケ 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が、資料を上記(3)アの提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きを実施して入札参加資格の確認の対象となる順位を付け、順位が上位の（数字が小さい）者を落札候補者とする。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

(5) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなことがある。

(6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(7) 落札候補者の工事費内訳書に対しては内容を確認し、直接工事費が一定水準を下回る場合は、理由書の提出を求める。

理由書において合理的な理由を得られない場合は、落札候補者へ必要な要請を行った上で、

建設Gメンへ通報する。

なお、理由書の提出がない場合は、入札を無効とする。

12 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の翌日から起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。
- (3) 落札者は、工事施工計画及び下請負人等通知書を作成し、契約締結時までに提出すること。

13 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額(消費税及び地方消費税の額を加算した金額)の10分の1(調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結する場合にあっては、10分の3)以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県道路公社が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県道路公社を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

14 支払条件

支払い条件は、次のとおりとする。

(1) 年割支払 有

各年度における支払予定額は、おおむね次の割合による。

支払予定額：令和8年度 0% 令和9年度 53% 令和10年度 47%

(2) 前金払

保証事業会社と前払金に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の4以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行う。

(3) 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する(契約締結後、この選択を変更することはできない)。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

(4) 中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から次の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2箇年以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行う。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工期表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係

る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(5) 部分払

中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は部分払を請求することができ、部分払の回数は工期中 6 回以内とする。

なお、兵庫県道路公社の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

15 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において

(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

16 その他

(1) 契約を締結した者は、本件工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後 1 箇月以内に（工期が 1 箇月に満たない場合は、契約締結後、速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県道路公社に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第 3 項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第 2 項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(4) (3) の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(5) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(6) 下請負人の選定にあたっては、兵庫県及び兵庫県道路公社の指名停止基準に留意すること。

(7) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所業務課で落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後、速やかに兵庫県道路公社のホームページ（<https://www.h-dorokosya.or.jp/bid/>）の入札情報で公表する。

(9) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。